

平成17年度上期「住宅用太陽熱高度利用システム導入促進対策費補助金補助事業」の概要

(財)新エネルギー財団

1. 目的

太陽熱高度利用システムの自立的な普及拡大を促していくため、一定期間の集中的な支援措置を実施し、大規模な導入促進を図ることにより、量産効果による一層のコスト低減を実現し、太陽熱高度利用システム市場の自立化を促進すること。

2. 補助制度のしくみ

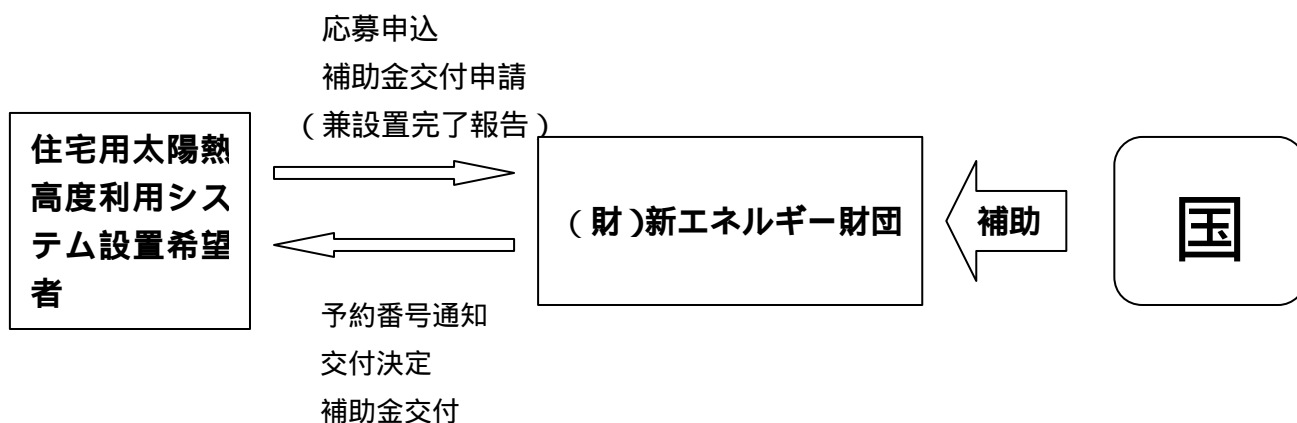
住宅用太陽熱高度利用システムの設置希望者が、応募申込書を定められた募集期間中に財団に提出する。

財団は応募申込書を受け付けたとき、その内容が応募要件に適合するかどうかを審査し、適合すると認めるときは、応募者に予約番号、受理年月日を通知する。

住宅用太陽熱高度利用システムの設置を完了したとき、補助金交付申請書を提出する。

財団は提出された補助金交付申請書の内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、通知する。

財団は補助金の額を確定したときは、これを取りまとめ、経済産業大臣に対し補助金の概算払いを申請し、国から支払いを受けた後速やかに支払う。



3. 予算

平成17年度予算額 約9億6千万円

4. 募集期間

・上期 平成17年 4月15日(金)～平成17年 9月30日(金)

応募申込みは先着順(消印ベース)に行うが、消印ベースで予算額を超えた日をもって応募申込みを停止し、予算額を超えた消印日の翌日以降の消印の応募申込書は返還する。

また、予算額を超えた消印日の応募申込み者の中で抽選を行い、最終的な補助金交付対象者を決定する。

5. 補助算式

【補助金額】

・基準単価1,300円/(kJ/日)に対象システムの集熱器の1㎡あたりの集熱量を乗じ、さらにシステム総面積(㎡表示、小数点以下3桁未満を四捨五入する)を乗じて得た金額(小数点以下切捨て)とする。

【参考】

システム総面積(集熱器総面積に集熱器台数を乗じた面積)が

6㎡の場合の補助金額は、約10万円相当となる。

20㎡の場合の補助金額は、約33万円相当となる。

30㎡の場合の補助金額は、約49万円相当となる。

75㎡の場合の補助金額は、約125万円相当となる。

(但し、集熱器の型式により差が生じる。)

6. 応募資格

住宅用太陽熱高度利用システム(システム総面積が75㎡未満のもの)を設置する者であって、応募申込みを受理した日から起算して、既築の場合は原則1か月以内、新築の場合は原則3か月以内又は平成18年3月5日のいずれか早い日までに工事を完了できるのが条件。

また、すでに太陽熱高度利用システムを設置済みの者が増設する場合や、複数の太陽熱高度利用システムを設置する場合も対象となる。

7. Web上での情報提供

(1) 太陽熱高度利用システム価格の公表

応募者に対する情報提供の一環として、(財)新エネルギー財団が補助を行う太陽熱高度利用システム価格の平均価格を(財)新エネルギー財団のホームページ等で定期的に公表する。

(2) 補助金申請手続代行者一覧等の公表

補助金交付申請手続代行者(システム販売業者等)の一覧及び代表的な販売システム価格等に関する情報も(財)新エネルギー財団のホームページに掲載する。